



諸手当確認・共済組合被扶養者検認

ご協力ありがとうございました。



提出していただいた書類は諸手当認定要件を満たしているか、また共済組合の被扶養者認定要件に該当しているか等の確認に必要です。

- 扶養親族・被扶養者の収入状況は、常に把握しておいてください。
- 扶養親族・被扶養者の収入限度額は 年間収入額130万円未満です。
※パート・アルバイト等は月額平均108,333円以内に注意※ 毎月の確認が必要です。

お忘れではないですか？

- ◆車を買換えた時
- ◆運転免許を更新した時、
- ◆保険期間が終了した時、
- ◆車検を受けた時は、
- ◆保険会社を変えた時、

自家用車公用使用承認申請書

その都度提出が必要です。



要件を満たしていないと自家用車での出張はできません。

消せるボールペン（フリクションペン等）は公簿には使えません。

（巡回訪問を終えて）

第1回の巡回訪問を夏季休業中に実施しました。

旅行命令依頼簿・休暇簿等公簿に消せるボールペン（フリクションペン、ユニボール等）で記入している方がいらっしゃいました。公簿には、改ざん可能な消せるボールペンの使用はできません。

消せるボールペンでの不祥事も新聞報道等で流れています。
ご注意ください。



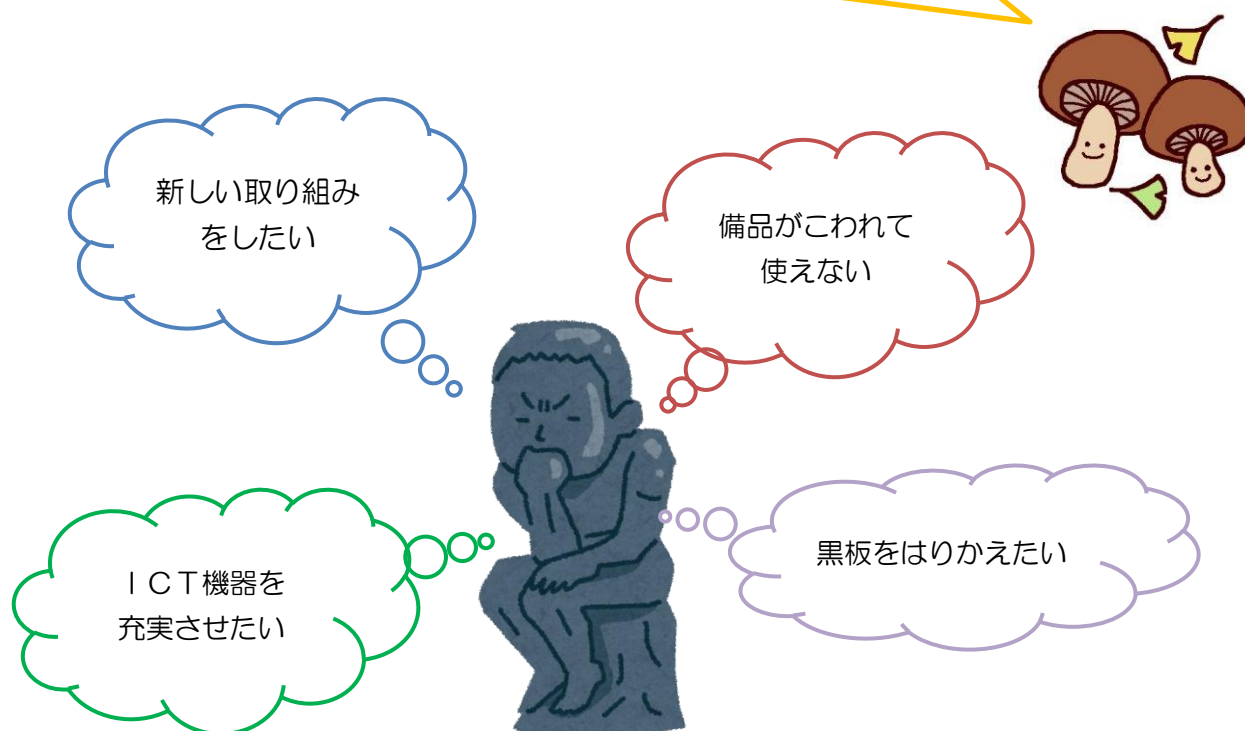
年末調整について



年末調整事務は10月より行います。書類の提出日等については、改めて各事務担当者よりお知らせいたします。

10月中旬頃、生命保険会社・損害保険会社より払込証明書がご自宅に届きます。提出まで大切に保管をお願いいたします。

来年度の予算要望・・・何かありませんか？



思いはあっても、予算がないと実現しません！

来年度に備品を購入したり、施設を修繕したりするためには、緊急な修繕等を除き、**今年度の10月中旬頃まで**には、要望をだしておかないと間に合いません！
各校で準備を進めていきますので、ご意見ご要望をお聞かせください！

予算要望を出すときのお願い

- 教材備品購入要望には、教科、授業の内容、使用頻度、効果など詳しい理由を記入してください。
- 高額だから…とはじめから諦めないでください。
- 来年度になって、メンバーが替わったり担当が替わったりしても必要なものを、優先的に要望してください。
- 予算要望の前に、実は学校のどこかに備品が眠っていないか、再度確認してみてください。

平成24年度から33年度まで、「学校教材の整備」のために単年度約800億円、10か年で8,000億円が地方財政措置されています。(文部科学省)